



シリーズ⑥

# 介護保険が始まるよ

## Q どのようなサービスが受けられますか？

介護保険からの給付によって利用できるサービスは、大きく在宅サービスと施設サービスの2つに分けることができます。

ただし、要介護認定を受けた者は、在宅・施設サービスのいずれも選択できますが、要支援者については、施設サービスの利用はできません。

|      | 在宅サービス  | 施設サービス  |
|------|---|---|
| 要介護者 | <b>家庭を訪問するサービス</b><br>▶訪問介護 (ホームヘルプサービス)<br>▶訪問入浴<br>▶訪問看護<br>▶訪問リハビリテーション<br>▶居宅療養管理指導 (医師 歯科医師による訪問診療 など)<br><b>日帰りで通うサービス</b><br>▶日帰りリハビリテーション (ディケア)<br>▶日帰り介護 (ディサービス)<br><b>施設への短期入所サービス</b><br>▶短期入所生活介護 (ショートステイ)<br>▶短期入所療養介護 (ショートステイ)<br><b>福祉用具の貸与・購入や住宅の改修</b><br>▶福祉用具の貸与・購入費の支給<br>▶住宅改修費の支給 (手すり、段差の解消など)<br><b>その他</b><br>▶痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性老人のグループホーム)<br>▶有料老人ホームなどにおける介護 | <b>介護老人福祉施設</b><br>▶特別養護老人ホーム<br><b>介護老人保健施設</b><br>▶老人保健施設<br><b>介護療養型医療施設</b><br>▶療養型病床群<br>▶老人性痴呆疾患療養病棟<br>▶介護力強化病院 (施行後3年間) |
|      | 要支援者  | 同上 (痴呆対応型共同生活介護を除く)   |

■要介護認定の申請がまだの方へ  
 お早めに申請をしてください。  
 ▼在宅の申請者  
 現在、ヘルパー派遣やデイサービスなど、在宅での福祉サービスを利用している人

現在、福祉サービスを利用しておらず、今年4月から介護サービスを受けたい人  
 ▼施設の申請者  
 特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群に入院している人は、施設にご相談ください。

※介護保険制度の介護サービスを受けるには、申請書を出し、「介護が必要である」という市の認定を受けることが必要です。  
 ※お問い合わせは、保健課高齢者介護係(☎88016556)まで



# 介護保険

介護保険は、本年4月から始まり、介護保険制度は社会全体で高齢者の介護を支える制度です。

保険料や利用料を負担していただくことが基本です。被保険者に保険料をお支払いいただき、介護サービスを利用した場合には、利用料の10%の負担が必要です。

## 介護保険法の円滑な実施のための国の特別対策

介護保険は、介護の負担を国民皆で支え合う制度として新しく制定されました。国は、「新しい制度の本格的なスタートに向けての助走期間」と位置づけ、円滑な実施のために特別な対策を講ずることにしました。

### 内容

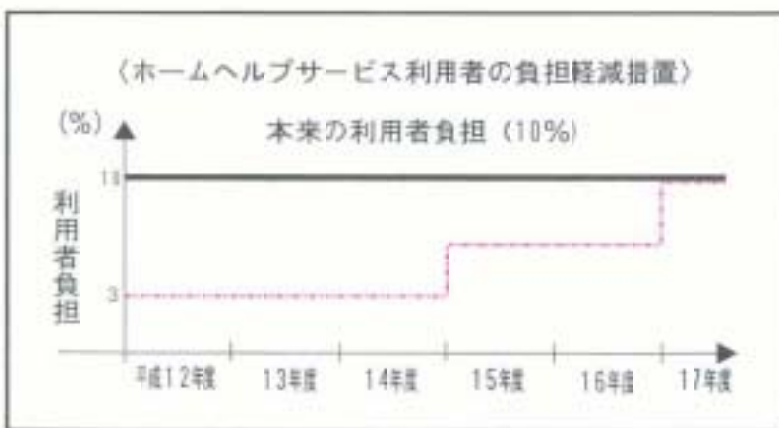
1、高齢者保険料の軽減 (65歳以上)  
 平成12年4月から9月までの半年間は、保険料を徴収しません。



平成12年10月から1年間は、保険料は2分の1となります。※平成13年10月からは、通常の保険料となります。

## 2、利用料の軽減

介護保険では、利用料は10%ですが、所得の低い方には負担の上限を低くするなどの特例が設けられています。それに加えて、現在ホームヘルプサービスを利用されている所得の低い方などは、当面3年間は3%とし、その後段階的に引き上げることになっています。



## 3、介護予防、生活支援サービス

介護が必要な状態にならないようにすることが大切です。そのため、介護の予防に向けた取り組みを進めます。また、介護が必要でないにしても独り暮らしの方などに、配食サービスといった生活を支えるサービスが必要で、介護保険の対象とならない高齢者の方にも介護の予防や生活を支援するサービスを利用していただき、安心して生活が送れるよう努めます。そのほか、家族介護を支援する対策や、介護基盤の整備を進めていきます。

